

# 令和5年度

## 第3回 佐々町農業委員会総会議事録

令和5年6月26日（月）

佐々町農業委員会

## 令和5年6月 第3回 佐々町農業委員会総会議事録

1. 招集年月日 令和5年6月26日(月)午後1時30分

2. 招集場所 佐々町役場 3階第1会議室

3. 開 会 令和5年6月26日(月)午後1時30分

### 4. 出席委員 (18名)

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	吉野 裕 君	2	濱野 努 君	3	池田 邦義 君
4	藤永 茂 君	5	築城 武美 君	6	和田 貞子 君
7	坂口 隆英 君	8	藤永 九市 君	9	寶持 雅祥 君
10	池田 晴良 君	11	井手 俊博 君	12	山下 夕見子君
13	濱野 卓也 君	推進委員	林 勇作 君	推進委員	福田 庄治 君
推進委員	筒井 浩一 君	推進委員	玉置 義則 君	推進委員	大瀬 敏幸 君

### 5. 欠席委員 (0名)

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名

### 6. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	作永 善則 君	係長	鮎川 稔 君		

### 7. 議事録署名委員

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
12	山下 夕見子君	13	濱野 卓也 君		

## 8. 本日の会議に付した案件

### (1) 会長挨拶

### (2) 議事録署名委員の指名

### (3) 報告事項

報告第1号 農地改良届（1件）

### (4) 審議事項

議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請書について

議案第10号 農地法第4条第1項の規定による許可申請書について

議案第11号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について

議案第12号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について

議案第13号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について

議案第14号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について

議案第15号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について

議案第16号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について

議案第17号 農地利用集積計画の承認について（利用権設定）

議案第18号 農用地利用集積計画及び配分計画（案）の承認について

（一括方式）

### (5) その他

①7月定例会の日程について

②視察研修について

③その他

事務局長（作永 善則君） 皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、ただいまから令和5年度第3回佐々町農業委員会総会を開会いたします。

それでは初めに、吉野会長から御挨拶をお願いします。

会長（吉野 裕君） 皆さん、こんにちは。先月の末に梅雨入りとなりましたけれども、田植えのほうはほぼ順調に進んで、大方もう終わりに近いんじゃないかと察しております。

御存じのとおり、紛争や気候変動などによって世界の情勢が目まぐるしく変動しております。その中で生産資材や燃油の高騰などが続いておりますけれども、農家には安定した食料の供給が求められております。日本は人口が減少しておりますけれども、世界的には人口が増加しております。それによって、今まで入ってきておった食料、穀物などが、二大大国などの買い占めなどで大変厳しくなってきたのが現状だそうです。いかにして自給していくかということが求められております。

これから、先日、気象庁のほうから3か月予報がありましたけれども、今年の夏は気温が高く雨量も例年並みか多いと予想されております。急激な温度変化などに体がなかなかついていけないということもありますけれども、体調に留意されて活動されるようお願いいたします。

本日は、多くの議案が上程されています。皆さんの審議と円滑に議事が進行しますよう、よろしくお願いいたします。

事務局長（作永 善則君） 本日の出席委員は全員です。最適化推進委員についても全員出席でございます。委員は定足数に達しておりますので、総会は成立していることを報告いたします。

佐々町農業委員会総会会議規則第6条の規定により、議長は会長が進めることとなっておりますので、議事の進行を吉野会長にお願いいたします。

会長（吉野 裕君） 案件については、佐々町農業委員会総会会議規則第3条により、付議事項はあらかじめ通知しておりますので、この日程でよろしいでしょうか。（「異議なし」の声あり）

これより議事に入ります。

日程（2）の議事録署名委員の指名を行います。

佐々町農業委員会総会会議規則第27条の規定に基づき、議長が定めることとなっておりますので、12番、山下委員、13番、濱野委員を指名しますのでよろしくお願いいたします。

以上で、日程（2）を終わります。

それでは、日程（3）報告事項に入ります。

報告第1号農地改良届について、事務局の説明を求めます。

事務局係長（鮎川 稔君） それでは資料の1ページをお願いいたします。

報告第1号農地改良届出書が提出されております。所在地ですけれども、口石免字原〇〇〇、地目が登記簿、現況ともに田、面積が239m<sup>2</sup>、利用状況は耕作中ということです。所有者氏名が申請者でもあります〇〇〇〇氏、耕作者は〇〇〇〇氏となっております。農地改良を必要とする理由につきましては、隣地の造成及びかさ上げのためということです。工事期間が令和5年5月29日から9月5日までということで、工事期間はもう入っているのですけれども、まだ実際の施工はされてはいません。被害防除対策なんですけれども、雨水排水は町道の側溝に新設するというので、工事完了後の作付計画は飼料作物をすることとなっております。

資料2ページをお願いします。

航空写真をお付けしておりますけれども、真ん中の該当土地と書かれているところが今回の農地改良の分となります。この該当土地と書いてある分の下の方なんですけれども、ここは現況1枚の田んぼなんですけれども、登記上は分筆をされておまして、この下のところに佐々町消防団の第5分団の詰所の建設が予定されているということで、その建設することで土地の高さが少し上がるために、それに合わせたかさ上げという内容となっております。

資料3ページに現況写真をお付けしております。

それから4ページと5ページが、平面図と造成の計画図で、4ページの〇〇〇〇という黄色の枠で囲まれたところと、下の〇〇〇〇となっているところなんです分筆して登記も済んでいるということで、所有も佐々町名義となっているということです。

それから資料5ページのほうが、造成計画図なんですけれども、真ん中のほうにありますとおり黄色いところでされているところが盛土されるという内容となっております。

6ページのほうが横断図の続きということで図面となっております。

報告1号につきましては、以上で説明を終わります。

会長（吉野 裕君） この件について何か御意見、御質問ありませんか。（「なし」の声あり） ないようですので、報告事項を終わります。

次、日程（4）審議事項に入ります。

議案第9号農地法第3条第1項の規定による許可申請書についてを議題といたします。

この議案については、出席委員に関する案件となります。農業委員会等に関する法律に議事参与の制限が規定されていますので、該当委員、4番委員は一時退席をお願いします。

（ 藤永 茂君退席 ）

それでは、事務局からの説明をお願いします。

事務局係長（鮎川 稔君） では、資料7ページをお願いいたします。

議案第9号農地法第3条第1項の規定による農地等の所有権移転許可申請書についてです。令和5年6月26日提出。土地の所在地ですけれども、北松浦郡佐々町口石免字森ノ木〇〇〇〇。登記地目、現況地目ともに田でございます。登記面積が1,858m<sup>2</sup>。譲受人が〇〇〇〇、〇〇〇〇。72歳、職業は農業です。譲渡人が〇〇〇〇、〇〇〇〇、職業無職でございます。申請の理由は売買契約により許可後に所有権移転となっております。経営面積ですが、譲受人が田畑合わせまして3万6,663m<sup>2</sup>。譲渡人はゼロとなっております。

資料の8ページからが許可申請書になっておりまして、資料17ページをお願いいたします。

航空写真をお付けしておりまして、真ん中のほうにあります赤で囲まれているところが申請地となります。場所といたしましては、〇〇〇〇の裏の森ノ木の1団地の中の一区画ということで、こちらにつきましては、今までも譲受人が貸し借りの契約をしております耕作をされていまして、今回正式に売買をするという内容です。

議案第9号につきましての説明は以上となります。

会長（吉野 裕君） 地元委員の説明をお願いします。11番。

11番（井手 俊博君） ただいま事務局のほうから説明があったとおりでございます。6月の21日に事務局、藤永九市委員、譲受人である〇〇〇〇さんと私のほうで現地確認を行っております。先ほど説明があったように、現状も〇〇〇〇さんが作付けされており、今後も引き続き野菜、牧草等を作付けされるということでした。御審議のほうよろしく申し上げます。

会長（吉野 裕君） この件について何か御意見、御質問ありませんか。（「なし」の声あり） ないようですので採決をいたします。

議案第9号について、承認することに賛成の方の挙手をお願いします。（賛成者挙手） ありがとうございます。全会一致ですので承認することといたします。

議案第9号の採決が終わりました。事務局は4番の入席の案内をお願いします。（藤永 茂君着席）

次に、議案第10号農地法第4条第1項の規定による許可申請書について、事務局からの説明をお願いします。係長。

事務局係長（鮎川 稔君） それでは資料の19ページをお願いいたします。

議案第10号農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認についてです。こちら

らは県知事許可分となります。

土地の所在地ですが、北松浦郡佐々町小浦免字小丸山〇〇〇〇、登記地目、現況地目ともに畑でございます。登記面積が564m<sup>2</sup>。申請人は〇〇〇〇、〇〇〇〇。職業はアパート経営となっております。

転用目的なんですけれども、駐車場5台分、それから資材置き場にしたいということです。農地区分は2種となっております。こちら備考になりますが、隣接地にアパート2棟を経営しているが、駐車場が不足しているため。残地は資材置き場にするためということでの申請となっております。

資料の20ページが許可申請書になるんですけれども、真ん中の3番、転用計画の(3)、転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要欄で、土地の造成は駐車場枠にするところはアスファルト舗装92.33m<sup>2</sup>をされると。残地につきましては現況のままという内容となっております。

資料の23ページに付近の地図を載せておりますが、こちら黄色く着色された場所が今回の該当申請地となっております。そして矢印があるんですけれども、これは次の24ページにあります現況写真の撮影方向を書いているものでございます。現況としましては24ページを御覧のとおり、作付け自体は何もされていないんですけれども、畑として維持されているところとなっております。

それから26ページをお願いいたします。被害防除計画書になりますけれども、先ほども説明をしましたとおり、駐車場にする部分につきましてはアスファルトを行いますけれども、ほかの残地については現状のまま利用をするということで、こちらが青空の駐車場、それから資材置き場ということなので、特に雨水排水等も特設設置等の予定はなしということで、また隣接する農地がないということで、特設被害防除としての対策は設けていないということです。

それから27ページが土地利用計画図となっております。27ページにありますとおり、道路に沿った形での92.33m<sup>2</sup>分を駐車場として利用。奥のほうは資材置き場ということですので。

それから28ページが事業計画書ですけれども、先ほどからも説明をしておりますとおり、アパート入居者用の駐車場にしたいという内容が書かれております。

議案第10号につきましては、説明は以上となります。

会長（吉野 裕君） 地元委員の説明をお願いします。16番。

推進委員（福田 庄治君） 6月20日午後より事務局、地主さん、私と現地確認を行いました。

地主さんからですけど、周りは住宅地で堆肥の匂いとか埃で苦情が出ているということで

した。周りにはもう農地はなく、被害等はないように思われます。

以上です。よろしくお願いします。

会長（吉野 裕君） この件について何か御意見、御質問ありませんか。（ 「なし」 の声あり ） ないようですので採決をいたします。

議案第10号について承認することに賛成の方の挙手をお願いします。（ 賛成者挙手 ） ありがとうございます。全会一致ですので承認することといたします。

次に、議案第11号農地法第5条第1項の規定による許可申請書についてを議題といたします。事務局からの説明をお願いします。係長。

事務局係長（鮎川 稔君） それでは、資料29ページをお願いいたします。

議案第11号農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認についてです。こちら県知事許可分となります。

土地の所在地ですが、北松浦郡佐々町野寄免字榎ノ元〇〇〇〇。登記地目は田、現況地目は荒地、登記面積が116㎡。もう一筆、佐々町野寄免字榎ノ元〇〇〇〇、登記地目は田、現況地目は荒地、登記面積が3㎡となります。

譲受人ですが、〇〇〇〇、〇〇〇〇。職業が建設業です。ほか4名との共同申請となっております。譲り渡し人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇、職業は無職です。

転用の目的といたしましては、通路、水路として利用ということで、〇〇〇〇、〇〇〇〇ともに面積は現況登記面積のとおりとなっております。こちら農地区分も3種となっております。備考ですけれども宅地造成に伴う通路及び排水を5宅地共有使用するためという内容となっております。

こちら資料の36ページをお願いいたします。付近状況図をお付けしております。真ん中より少し上のほうにあります赤い旗のマークが立っているところが、今回の申請地となっております。こちらは町道神田線を神田のほうに向かって走っていきまして、〇〇〇〇〇さんの入り口のちょっと手前のところから右に登っていく坂道があるんですけども、そこから入りまして、またそこから入り込んだところの場所となっております。明確な目印がないものですみません、ちょっと分かりづらいかもしれませんが、入り込んだところとなっております。

資料の38ページから42ページにかけて状況写真を載せておりますが、先ほどの申請書にもありまして、現在はちょっと耕作をされていなくて、雑木が少し茂っているところとなっております。

それから資料の44ページをお願いいたします。横向きの図面で計画図がありますけれども、こちら青色で囲まれているところが通路、それからその通路の右上からさらに上の



ほうに伸びているところ、こちらが水路ということで計画をされております。

それから資料の45ページになるんですけども、被害防除計画書をお付けしておりますが、こちら宅地もございまして、そこを一括してになるんですけども、現在はちょっと高低差がある3段ぐらいの農地になっているんですけども、盛土切土を行いまして、少し段差を解消して宅地として使えるように造成をされるということで、宅地となるところのちょうど上のほうに水路が通っているんですけども、そちらの水路につきましてはブロック積みによる土留め工事を行うということで、被害防除となっております。また、排水計画につきましては、自然流下ということで道路側溝を伝いまして、その上の水路に最終的には流すという内容となっております。

資料46ページから48ページまでは、計画図の断面図をお付けしております。11号についての説明は以上となります。

会長（吉野 裕君） 地元委員の説明をお願いします。5番。

5番（築城 武美君） 去る6月21日の15時から立ち会いをさせていただきました。立ち会ったのは〇〇〇〇さん所有者、それから私と地元の筒井推進委員と〇〇〇〇さんでございます。44ページの図面を見ていただきたいのですが、現地は45ページの写真を見たら平面で現在造成もされていないのんですけども、結果は完成予想図が44ページのように7筆に分筆をされます。結果的には既に分筆済みでございまして、所有者が宅地については5人の所有、道路については建築基準法上の道路位置指定がないと建物が建てられませんかから、道路位置指定がなされて、5名の共有の土地ということになります。

それから先ほど上のほうに細く3m<sup>2</sup>の水路があるのですが、この水路はこの共有道路から雨水を流す道路でございまして。現在は宅地自体には勾配がございませんが、この道路は奥に向かって下がっていきます。奥ということはこの水路のほうに下がって行って、この川に雨水が流れていくということになります。あと生活雑排水は、公共下水道に流れるということになっております。

なお、続いて出てくる申請もこの5人分のものがそれぞれ申請として出てきますので、結果的にはこれは先ほど言いました建築基準法上の道路位置指定をとって、5人が共有をし水路も共有をし、実質は管理をしていくと。こういうものが、今申請に上がっているものがございます。後に宅地のそれぞれの農地移転の手続が、所有者ごとに上がってくるというふうに、全体図を思っていたきたいというふうに思っております。

以上です。よろしく申し上げます。

会長（吉野 裕君） この件について何か御意見、御質問ありませんか。

5番（築城 武美君） 申し忘れまして。すでにこれは従前において、農振除外申請がなされて、

既に皆さんの手元には協議があったものが、農振除外が完了したので、こういう農転の手続に移ったということでございますから、よろしく願いいたします。

会長（吉野 裕君） ないようですので採決をいたします。

議案第11号について、転用やむなしと思われる方の挙手をお願いします。（賛成者挙手）ありがとうございます。全会一致ですので、転用やむなしということで県に申達いたします。

次に、議案第12号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。なお、議案第12号から第16号までは、同一農地の宅地転用となりますので、条定を一括で行いたいと思いがいかがでしょうか。（「異議なし」の声あり）それでは事務局のほうから、12号から16号までの説明をお願いします。係長。

事務局係長（鮎川 稔君） では、資料49ページをお願いいたします。

議案第12号農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認についてです。こちらが長崎県知事許可分となります。

土地の所在地ですけれども、北松浦郡佐々町野寄免字榎ノ元〇〇〇〇。登記地目が田、現況地目が荒地、登記面積が302m<sup>2</sup>となります。譲受人が〇〇〇〇、〇〇〇〇、職業は建設業となります。譲渡人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇、職業が無職です。転用の目的といたしましては、一般個人住宅、木造の二階建てが44m<sup>2</sup>となります。農地区分は3種。備考欄ですが、建売住宅販売を希望、この場所は住環境含め利便性が申し分ないため、決断という内容となっております。

54ページの付近状況図に付けているんですけれども、先ほどと同じ11号のときに地元委員からありましたとおり、同じ場所の分になりますので現況状況等については省略させていただきます。資料の62ページをお願いいたします。左下の青色で囲まれた分があるんですけれども、そちらが議案第12号分の申請地となります。

それから資料の63ページ、被害防除計画なんですけれども、こちら近傍農地の日照、通風、耕作等に著しい影響を及ぼす恐れを生じさせないための措置、資料の真ん中より少し下ですけれども、こちらは建物の高さを加減するということで高さのほうは7.7m程度となっております。

それから、③番の排水計画ですけれども、雨水排水については道路側溝への自然流下、汚水、生活雑排水につきましては下水道への接続となっております。資料64ページにあります。赤色が雨水となりまして赤線で書かれていますとおり、雨水枡を経由いたしまして、位置指定道路の側溝へと流れるように計画されております。

それから、ちょっと細くて分かりづらいですが青い線もございまして、こちらのほうが

生活雑排水になりまして、こちらは敷地を經由いたしまして位置指定道路に、埋設されま  
す公共下水道へ接続するという内容となっております。

それから、65ページが土地の断面図となります。66ページにその宅地の平面図をお  
付けしております。それから67ページが立面図となっております。それから、今回事業  
所が譲受人になっておりますので、68、69ページに履歴事項全部証明書を付けさせて  
いただいております。

議案第12号については以上となります。

続けて、議案第13号に移らせていただきます。資料は70ページです。

表題のほうも省略させていただきます。13号ですけれども、土地の所在地は北松浦郡  
佐々町野寄免字榎ノ元〇〇〇〇。登記地目が田、現況地目が荒地、登記面積が257m<sup>2</sup>  
となっております。譲受人につきましては、〇〇〇〇、〇〇〇〇、職業が公務員となり  
ます。譲渡人につきましては、第12号と同じ方となりますので省略させていただきます。

転用目的が一般個人住宅ということで、木造の二階建て54m<sup>2</sup>となっております。備  
考欄ですけれども、子供が増え5人家族になり、かねてから希望だった持ち家を佐々町の  
この場所の住環境が気に入り決断ということでの申請が出ております。

資料ページが少し飛びまして、85ページになります。議案第13号分の申請なんです  
けれども、申請地がこちら青枠で囲まれています左側の真ん中の土地の分となります。

それから資料の86ページに被害防除計画をお付けしてありまして、こちら(2)の②  
番の近傍農地の日照、通風、耕作等に著しい影響を及ぼす恐れを生じさせないための措置  
といたしまして、建物の高さを加減するという事で、高さが8.5m程度となっております。  
排水計画につきましては議案第12号と同様に、雨水排水につきましては道路側溝  
への自然流下、汚水生活雑排水につきましては下水道への接続となります。87ページに  
排水の図示されたものをお付けしておりますが、赤色が雨水、青色が生活雑排水となりま  
す。

それから資料の89ページに建物の1階、2階の平面図、それから90ページに立面図  
をお付けしております。

議案第13号につきましては以上となります。

続きまして、議案第14号に説明を移らせていただきます。

土地の所在地につきましては、北松浦郡佐々町野寄免字榎ノ元〇〇〇〇。登記地目が田、  
現況地目が荒地、登記面積が318m<sup>2</sup>となっております。譲受人が〇〇〇〇、〇〇〇〇、  
職業が会社員となっております。譲渡人につきましては議案第12号、13号と同じでご  
ざいます。

転用目的につきましては、こちらも一般個人住宅、木造の平屋建79m<sup>2</sup>となっております。備考欄ですけれども、今まで職場近くの賃貸に住んでいたが子供が生まれ、実家近くのこの土地で住環境を含め交通アクセスも申し分ないため決断ということでの申請となっております。

資料が飛びまして、105ページになります。今回の105ページの一番上の位置指定、道路から見れば一番奥のところになる土地となります。

それから106ページに被害防除計画書をお付けしております。②番の近傍農地の日照、通風、耕作等に著しい影響を及ぼす恐れを生じさせないための措置といたしましては、建物の高さを加減するという事で高さが5.5m程度となっております。排水計画につきましては、議案第12号、13号と同様となっております。資料107ページにそれを図したものをお付けしておりますが、雨水につきましては道路の側溝に流しまして、生活雑排水につきましては公共下水道への接続となっております。

それから109ページに建物の平面図、110ページに立面図をお付けしております。続きまして、議案第15号の説明に移らせていただきます。

土地の所在地につきましては、北松浦郡佐々町野寄免字榎ノ元〇〇〇〇。登記地目が田、現況地目が荒地、登記面積は264m<sup>2</sup>です。譲受人は、〇〇〇〇、〇〇〇〇、職業が公務員です。譲渡人につきましては、議案第12号から全て同じ方となっておりますので、省略をさせていただきます。

転用目的につきましては一般個人住宅といたしまして、木造の二階建て、46m<sup>2</sup>となっております。備考欄ですけれども、仕事で転勤がなくなり、現在5人での生活が今の賃貸では手狭になり、現在と同じ佐々小学校区内での環境を含め気に入ったためということでの申請となっております。

資料が飛びまして、124ページになります。今回の宅地計画の中でいきますと右下の分になります。それから125ページになるんですけれども、被害防除計画をお付けしております。内容につきましては、第12号から同じ内容の文となっております。126ページに排水計画の図示したものを載せておりますが、今までの議案と同じとおり、雨水につきましては雨水枡を経由しての道路側溝、生活雑排水につきましては、公共下水道への接続となっております。

それから128ページに建物の平面図、129ページに立面図をお付けしております。

次に、議案第16号につきまして説明をさせていただきます。土地の所在地ですが、北松浦郡佐々町野寄免字榎ノ元〇〇〇〇、登記地目、田、現況地目、荒地、登記面積が266m<sup>2</sup>です。譲受人は、〇〇〇〇、〇〇〇〇、職業が公務員です。譲渡人は、議案第

12号から同じ方となっております。

転用目的ですが、一般個人住宅といたしまして木造の二階建て、79m<sup>2</sup>となっております。備考ですけれども、将来転勤になっても高速がつながり、佐々町からなら通勤可能になったため、環境を含めこの場所が気に入り決断ということで申請が上がっております。

資料は144ページになります。今回の議案第16号の場所につきましては、この青枠で囲まれております、右の下から2番目の土地の区画の分となります。

それから145ページに被害防除計画をお付けしておりますが、内容につきましては、先の議案と同じ内容の計画となっております。146ページに排水計画の図示したものをお付けしております。内容につきましては同じで、雨水については道路側溝へ、生活雑排水につきましては公共下水道への接続となっております。148ページに平面図、149ページに立面図をお付けしております。

以上で、議案第12号から第16号までの説明となります。

会長（吉野 裕君） 地元委員の説明をお願いします。5番。

5番（築城 武美君） 先ほど共有地の説明をしたときに申し上げましたけれども、5つの宅地に分筆をして既に売却済み、面積も測量図面等が法務局に登録をされているようです。結果的には1筆を除いて、一番最初の案件、議案第12号の土地は、建売り住宅としてここを開発している業者が取得をする。そして建売りで売りますという約束事です。ほかの4つは既に各個人に売却をしますということで、〇〇〇〇さんとの売却の契約がされているという状況となっております。

したがって水路関係等については、共有のところに落とし、それから生活雑排水等は公共下水へという形になっております。従前の宅地開発をして売るという案件がございましたけれども、それは例えば1社が5つのものを建売りで売りたいんですよという様な申請が多かったんですが、今回は既にそれを個別に渡して承認をするという形になっておりますから、従前の形とは若干違うという申請の仕方になっておることに御留意いただきたいというふうに思います。

地元委員としては以上でございます。よろしくをお願いします。

会長（吉野 裕君） この件について何か御意見、御質問ありませんか。3番。

3番（池田 邦義君） ちょっと事務局にお尋ねします。この5軒の建物ができて、結局自然流化ということで側溝に排水ということですのでけれども、これだけの住宅の水量、雨水が耐えられる水路なんでしょうか。ちょっと私、現地を見ていないので分からないんですけれども、そこら辺の御説明をお願いします。昨日の雨でも、結構栗林から雨水が流れて、我々田んぼをやってるんですけど、水量が急にかさ上げになったり、ちょっと危ないなどいう

ところもあったものですから、ちょっとお聞きしたいんですけど。

会長（吉野 裕君） 事務局長。

事務局長（作永 善則君） 15議案のところの資料でいけば46ページを見ていただけたらと思うんですけど、手続の流れとしては、この農転申請が出たあとに土地造成等が終わったあと、今後建設課のほうに建築確認申請とかの事務手続が出てくる形にはなると思うんですけど、その際にはその雨水の容量ということでの計算等も求められていく流れになりまして、資料のページでいけば、設計業者さんが作っている分なんですけど、48ページのほうにはこの位置に入ってくる側溝の様式的なものが入っているんですけど、5件分の雨水、排水の部分でいけば、これで構造計算がなされたところで設計のほうも作られているのではないかと考えております。

説明としては以上になります。

会長（吉野 裕君） 3番。

3番（池田 邦義君） 下流のほうは大丈夫なの。

会長（吉野 裕君） 事務局長。

事務局長（作永 善則君） 下流が、36ページが付近の鳥瞰図的なものについて、位置図的なものが付いているんですけど、この開発地、5件分の排水の落とし所としまして敷地の上のほうに、基本的にはここが農業用の水利のほうに、近隣の田んぼのほうがポンプアップして水を水田のほうに張っているという流れにはなるんですけど、これが用水兼河川、水路の位置付けになっておりまして、この水路に落とし込むことによって、40ページをお願いします。ちょうど写真が付いているところなんですけど、写真③のところ、この上のほうの40ページの上の写真でございます。ここに排水としては落とさせていただく形で、地元の水利組合のほうからも承諾は得られている形でございます。

会長（吉野 裕君） ほかにありませんか。（「なし」の声あり） ないようですので採決をいたします。1件1件、お手数ですが、採決していきたいと思っておりますので、よろしく願いします。

第12号議案について、転用やむなしと思われる方の挙手をお願いします。（賛成者挙手） ありがとうございます。挙手多数ですので、転用やむなしということで申達いたします。

続いて議案第13号議案について、転用やむなしと思われる方の挙手をお願いします。（賛成者挙手） ありがとうございます。全会一致ですので、転用やむなしということで県に申達いたします。

続いて第14号議案、転用やむなしと思われる方の挙手をお願いします。（賛成者挙

手 ) ありがとうございます。挙手多数ですので、転用やむなしということで県に申達いたします。

第15号議案について、転用やむなしと思われる方の挙手をお願いします。(賛成者挙手) ありがとうございます。挙手多数、全会一致ですので、転用やむなしということで県に申達いたします。

第16号議案、転用やむなしと思われる方の挙手をお願いします。(賛成者挙手) ありがとうございます。挙手多数です。全会一致ですので、転用やむなしということで県に申達いたします。

次に、議案第17号農地利用集積計画の承認について、事務局からの説明をお願いします。係長。

事務局係長(鮎川 稔君) 資料の150ページをお願いいたします。

議案第17号農地利用集積計画の承認について(利用権設定)です。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の改訂により、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙のとおり計画を定めたいので、本委員会の承認を求める。令和5年6月26日、佐々町農業委員会会長となっております。

内容につきましては、資料151ページ、152ページをお願いします。

151ページのほうが再設定の分になりますが、まず貸手農家が〇〇〇〇、〇〇〇〇。借手農家が〇〇〇〇、〇〇〇〇。土地の所在が八口免字下南木場、〇〇〇〇、地目が畑、面積が733m<sup>2</sup>。借手農家の耕作面積が4万1,334m<sup>2</sup>、権利の種類は賃借権、区域区分は農用地、設定内容は金納の5年契約、ほか3件となっております。合計いたしまして、2,399m<sup>2</sup>となっております。

次に152ページですが、こちらは新規の分になります。貸手農家が〇〇〇〇、〇〇〇〇。借手農家が〇〇〇〇、〇〇〇〇。土地の所在が、沖田免字矩ノ手、〇〇〇〇、地目が田、面積が1,159m<sup>2</sup>。ほか1筆となっております。借手農家の耕作面積が11万5,594m<sup>2</sup>。権利の種類が賃借権、区域区分が農用地、設定内容が物納の5年契約となっております。ほか1件ございまして、計2件で、面積が合計4,208m<sup>2</sup>となっております。

説明は以上となります。

会長(吉野 裕君) この件については何か御意見、御質問ありませんか。(「なし」の声あり) それではないようですので採決をいたします。

議案第17号について、承認することに賛成の方の挙手をお願いします。(賛成者挙手) ありがとうございます。挙手多数、全会一致ですので承認することといたします。

次に、議案第18号農用地利用集積計画及び配分計画（案）の承認について、事務局からの説明をお願いします。係長。

事務局係長（鮎川 稔君） では、資料154ページをお願いします。

議案第18号農用地利用集積計画及び配分計画（案）の承認について、こちら一括方式となります。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の改訂により、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による集積計画及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による配分計画を定めたいので、本委員会の承認を求める。令和5年6月26日、佐々町農業委員会会長となっております。

内容につきましては、155ページ、156ページのほうになります。今回が集積計画、配分計画ともに1件ずつとなっております、まず貸手農家のほうが、〇〇〇〇、〇〇〇〇。借手のほうが長崎市尾上町3番1号、長崎県農業振興公社、理事長、浦真樹。

土地の所在が市瀬免字羽須和〇〇〇〇、地目が田、面積が2,774m<sup>2</sup>、権利の種類が賃借権、区域区分が農用地で、今回の設定内容につきましては金納の10年契約となっております。

次に156ページですが、配分計画になりますが、貸手農家は長崎市尾上町3番1号、長崎県農業振興公社、理事長、浦真樹。借手農家が〇〇〇〇、〇〇〇〇。

土地の所在地につきましては、先ほどの配分計画と同じところとなります。それから設定内容につきましても同じく、金納の10年契約となっております。

説明につきましては以上となります。

会長（吉野 裕君） この件について何か御意見、御質問ありませんか。3番。

3番（池田 邦義君） これはちょっと執行部に質問したんですけども、これハウスやったか。

会長（吉野 裕君） 係長。

事務局係長（鮎川 稔君） すみません、今回のこの農地の分なんですけれども、ハウスが建っているところで、今回この最終的に借手になれる〇〇〇〇さんなんですけれども、いちごでの新規就農の方となります。なのでちょっと金納の金額設定につきましても、ハウス込みということをベースに金納の設定をしているところです。

以上です。

会長（吉野 裕君） ほかにございせんか。（「補足説明」の声あり）2番。

2番（濱野 努君） 2番です。この件につきましては、補足説明させていただきます。これは個人名で挙げていいのかどうか。〇〇〇〇さんが借りられていたハウスの後を、この〇〇〇〇さんという方が新規就農という形でハウス込みで借りられる。当時反に6万円だったかな、それくらいで契約を最初はしていました。それを少し下げられないかということで、



こういう金額になってお互いに話し合いの上で納得をしていただいております。ということです。

以上です。

会長（吉野 裕君） ほかにありませんか。（「なし」の声あり）ないので採決をいたします。

議案第18号について承認することに賛成の方の挙手をお願いします。（賛成者挙手）ありがとうございます。挙手多数、全会一致ですので承認することといたします。

以上で、審議事項を終わります。

次に日程（5）、その他に移ります。事務局からお願いいたします。係長。

事務局係長（鮎川 稔君） その他の項といたしまして、まず①番の7月定例会の日程についてということで挙げさせていただいております。例年であれば14日までが申請関係の締切りをしまして、それから五役会、そして25日付近で月末に総会という流れをしておりますが、今回が現在の委員の皆様が7月19日までとなっております。そしてこちら五役会でも少し話をさせていただいたんですけども、前回の改選時の折は大半の委員の皆様が継続されておりましたので、通常の流れとおりの五役会をいたしまして、それから総会という流れができたんですけども、今回が五役会に入っていらっしゃる方が継続されないということで、まだちょっと町長の日程が抑えられていませんので、正確な日にちにつきましては改めて御連絡をさせていただくようになりますが、改選といえますか、新しい委員の任期が7月20日からになりますが、7月20日以降にまず総会のほうを開催いたしまして、町長からの辞令交付式と併せて総会をいたしまして、まずその総会の中で五役を決めさせていただく。あとそれから最適化推進委員の皆様につきましては、農業委員会が委嘱することとなりますので、最適化推進委員さんの選任についてを議題といたしまして、まず一度総会をさせていただきまして、そこで決まった五役の方々をもって五役会を開きまして、総会につきましては月末ということで、辞令交付式の日がまだしっかりと固まらないもので、7月の31日になるのか28日になるのかとか今回は何日ですという御報告ではなくて、7月につきましてはこのような流れで進めさせていただきたいということでの御報告をさせていただきたいと思います。

1番の7月の定例会の日程については以上となります。

では続きまして②の視察研修についての御説明をさせていただきます。今回机にお配りしております、両面刷りの一枚をお願いいたします。総会のたびに皆様へ周知しておりました農業委員会視察研修についてなんですけれども、改めて御案内ということで今回資料と、行程をお出しさせていただいております。

日時につきましては、令和5年7月6日木曜日から7日金曜日の2日間となります。視察研修地は道の駅むなかたとなりまして、宿泊地が別府温泉ホテル山水館となります。そして、集合時間なんですけれども、7月6日木曜日の午前7時45分にこちら役場前、表の駐車場のほうにお願いいたします。お車で来られる方につきましては、駐車場所が佐々幼稚園跡地になります。これは総務課からの要望なんですけれども、ある程度固まって置いてほしいという要望がありましたので、私がその場において案内をできるだけするようにしたいと思うんですけれども、ある程度の駐車枠の手配といたしますか、どのくらい必要だということをある程度、総務課とかにも伝えておかなければいけないので、車で来られる方につきましてはあらかじめ言っていただくと、大体何台分確保しなければいけないというのが分かりますので、ちょっと助かるなということを書いてあるんですけれども、当日車で来られてもそれは大丈夫ですので、一応参加者分ということで枠を確保するというか、できるだけ固まって停めてもらいたいということの誘導ということで、ただ考えているだけですので申出がないと枠が確保できないとかそういうわけではございませんので、その点は御安心ください。

それから米印のほうになるんですけれども、旅費につきましては、大体お一人当たり4万円程度を予定しております。それから町から1人1万円ほどの旅費が出まして、残りのほうは旅費積み立てのほうから差し引かせていただくこととなります。

事務局長（作永 善則君）それから交通費につきましては、各自負担、参加者割というところが一部ございます。

会長（吉野 裕君）以前から研修の時は、やむを得ない事情で参加できない方にも、車代の割当て分は出費していただくということでやってきておりましたので、今回も出席できなくても、宿泊費は別ですけど、交通費、車代は全員で割って全員で払うということで了解していただきたいと思います。

5番（築城 武美君）今おっしゃったのは、互助会の積立金の中から精算ということで、自分で別払いするものではないという認識でよいということですね。

事務局係長（鮎川 稔君）それで、その旅費積み立てのほうもなんですけれども、それぞれの精算が確定をさせてから、精算額確定をしてからのちょっとお戻しということになりますので、実際に視察研修に行く時というのは、こちらから町から1万円、旅費が出ますというお話はしたんですけれども、当日に1万円をお渡しすることはございませんので、あとで精算、皆様が積み立てしている分プラス1万円分が町から出るので、それをもとに精算をしていくと。精算を終わった後に残額についてはお返しをします。（「オレンジ観光」の声あり）業者はオレンジ観光です。ただバスは松浦観光になります。

会長（吉野 裕君） ちょっと休憩します。

（休 憩 午後 14 時 52 分）

（会議再開 午後 14 時 58 分）

会長（吉野 裕君） なければ、会議を再開いたします。

皆さんのほうから、その他について何かありませんか。5番。

5番（築城 武美君） これは五役会で提案したんですが、今年度中にタブレットを配付しますという話になっとなって、その報告がなかったの、ちゃんと来たんですかというお話をしました。届いているそうです。結果的に言うと今、地域計画の策定のために行うアンケートについて、そういうものの活用ができるのではないかというお話を提案をしていたそうですよねという話になっていまして、事務局からはそういう説明を受けましたので、5年度にそれが活用できるように事務局のほうで手配をお願いしますというふうにお願いしております。

以上です。

会長（吉野 裕君） 事務局長。

事務局長（作永 善則君） 佐々町だけではなくて、ほかの地区も改選の年度になっているところもございますので、7月はちょっと難しいのかなと思うんですけど、8月以降に農業最適化推進委員さんを含めたところでの、県全体での研修とかも今後、農業会議のほうで計画をされておまして、あとは必要に応じて農業会議のほうで総会とか、終わった後のタイミングとかでもう1回研修とかも可能ですよという形で回答を得ております。よろしくお願ひします。

会長（吉野 裕君） ほかに皆さんのほうからはありませんか。（「なし」の声あり）なければ全ての日程が終了しましたので、本日の会議を終了いたします。お疲れ様でした。

（ 閉 会 午後 15 時 05 分 ）

上記のとおり相違ありません

会 長 菅野 裕

会議録署名委員

山下夕見子

会議録署名委員

濱野卓也